

市営住宅の入居者を募集します

■募集住宅

◇本庁管内

《新万》新万：2戸

《新庄》内之浦6：1戸

《芳養松原》いちご「母子」：1戸

◇中辺路行政局管内（各1戸）

《小皆》小皆「高」「単・可」

《川合》川合2

◇大塔行政局管内（各1戸）

《鮎川》鮎川下附6

《鮎川》鮎川津呂2

《鮎川》大塔「単・可」

■間取り・家賃等

間取りは、2K・2DK・3DK等タイプが異なります。家賃は、4700円～4万8400円で、住宅や所得により異なります。

7月3日④～24日④「消印」に下記へ郵送でお申し込みください。申込用紙は、下記又は各行政局産業建設課（19ページ参照）で配布しています。

※応募者多数の場合は、抽選で決定します。抽選は、8月4日④10時から、本庁舎3階「第一会議室」で行います。なお、募集団地等を変更する場合があります。

■随時募集住宅 既に入居者が決定している場合があります。

◇龍神行政局管内（各1戸）

《小家》小家

《柳瀬》フォレスト館「単」

◇中辺路行政局管内（各1戸）

《川合》川合2

《栗栖川》栗栖川鍵

《石船》石船

◇大塔行政局管内

《合川》合川庵谷「定」：2戸

《向山》向山「定」：4戸

■語句説明

「母子」20歳未満の児童を扶養し、同居している母子世帯を対象に募集する住宅で、入居後、その児童が20歳の誕生日を迎えた時点で退去していただきます。

「高」夫婦のどちらかが65歳以上で自立した生活ができる夫婦を対象に募集する住宅ですが、親子等2世代での申込みはできません。

「単・可」単身者及び世帯での申込みができます。

「単」単身者のみ申込みができます。「定」市外からの移住者を対象に募集する住宅ですが、住民票が市内にある方も申込みをすることができます。ただし、市外からの申込みを優先します。

団建築課市営住宅係

〒646-8545 新屋敷町1

社会福祉センター1階

☎0739（26）9936

税務職員採用試験を実施します

■試験日

①第1次試験 9月3日④

②第2次試験 10月11日④～20日④

※①の合格通知書で指定する日時④(1)高卒見込みの方及び高卒後3年を経過していない方（平成26年4月1日以降に卒業した方）

(2)人事院が(1)に準ずると認める方④別途、人事院ホームページに掲載します。採用予定数は、最新情報をご確認ください。

※採用情報は、国税庁ホームページ「採用案内」にも掲載します。

☐ <http://www.jinji-go.jp/top.htm>

☐ <http://www.nta.go.jp>

☐ 6月19日④～28日④

◇専用アドレス

☐ <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※原則として、インターネット申込みとなります。インターネット申込みができない場合は、希望する第1次試験地を所轄する国税局（国税事務所）へお問い合わせください。

団◇大阪国税局人事第二課試験係

☎06（6941）5331

◇田辺税務署総務課

☎0739（22）1250

自衛官を募集します

④日本国籍を有し、自衛隊法第38条第1項の規定に該当しない方で、18歳以上27歳未満（平成30年4月1日現在）、航空学生は21歳未満の男女

コース	対象年齢	受付	試験日	試験場所
自衛官候補生（任期制コース）	18歳以上 27歳未満	年間を通じて行っています。	9月23日④(祝) 9月28日④(土)	和歌山県民文化会館（女子） 田辺市民総合センター（男子）
一般曹候補生	18歳以上 27歳未満	7月1日④～ 9月8日④	9月16日④	紀南文化会館
航空学生	18歳以上 21歳未満	7月1日④～ 9月8日④	9月18日④(月)(祝)	和歌山県民文化会館

※随時、個別説明を実施中です。（要予約）

団自衛隊和歌山地方協力本部田辺地域事務所

☎0739（24）6219

☐ <http://www.mod.go.jp/peo/wakayama/>

第32回田辺第九演奏会の合唱団員を募集します

■演奏会日時

12月10日④ 15時～

④などたでも可（初心者には、特別練習があります。）

④年間団費 6000円

④6月30日④「消印」までに、はがきに郵便番号・住所・氏名（ふりがな）・電話番号・性別・合唱パート・合唱経験の有無をご記入の上、田辺第九の会事務局へお申し込みください。

団◇文化振興課文化振興係

☎0739（26）9943

◇田辺第九の会事務局（喫茶モカ内）
〒646-0035

中屋敷町102

☎0739（24）7986



都市計画審議会一般公募委員を募集します

市では、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地の利用方法、建物の建て方のルールや道路・公園等の都市施設に関する都市計画を定めており、これについて調査審議する「田辺市都市計画審議会」の委員を募集します。

④次の全ての要件を満たす方

◇市内に住民票を有する又は勤務・在学されている応募期限日現在で20歳以上の方

◇都市計画やまちづくりについて、学識経験や関心がある方

◇年に2回程度の平日昼間の審議会に出席可能な方

◇任期満了まで継続して審議会へ出席可能な方

◇国又は地方公共団体の議員及び職員でない方

■募集人数 2名

※選考委員会を設けて選考します。

■任期

8月1日～平成32年7月31日

④6月27日④「消印」までに、所定の応募用紙に、応募する理由・動機について400字程度にまとめ、その他必要事項をご記入の上、郵送・FAX・Eメール又は直接お持ちください。

応募用紙は、左記又は各行政局総務課（19ページ参照）で配布するほか、ホームページからも取得できます。

■報酬 審議会出席ごとに6500円（実際の支給額は、源泉所得税徴収後の額となります。）

■その他 選任されると、市の非常勤特別職となります。

団都市計画課計画整備係（庁舎別館1階）

〒646-8545 新屋敷町1

☎0739（26）9937

☎0739（25）6016

☐ toshikeikaku@city.tanabe.lg.jp

☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/index.html>

男女共同参画懇話会一般公募委員を募集します

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項を審議する「田辺市男女共同参画懇話会」の委員を募集します。

④市内に住民票がある、20歳以上（平成29年4月1日現在）の方で、国又は地方公共団体の議員及び職員でない方

■募集人数 3名以内

※選考委員会を設けて選考します。

■任期

委嘱の日～平成31年3月31日

④6月30日④「必着」までに、「田辺市における男女共同参画社会の形成を促進するために必要なこと」をテーマにした800字程度の小論文に、申込書（氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・職業・地域・団体等における活動状況等）を添えて、直接お持ちいただくか、郵送又はEメールでお申し込みください。

申込書等は、左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

なお、提出された応募書類等は、返却しませんのでご了承ください。

団男女共同参画推進室（市民総合センター4階）

〒646-0028 高雄一丁目23-1

☎0739（26）4936

☐ danjo@city.tanabe.lg.jp

☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/danjo/index.html>

男女共同参画センター講座を開催します

家事や育児や仕事等でなかなか自分の時間が取れない方へ。読みたい本を手にとり、ちよつと一息、自分のための読書タイムを楽しみましょう。お気軽にご参加ください。

開催 6月29日④ 10時～12時

場 たなべる1階「図書館」

■演題 ほん（本）のひととき自分のための読書タイム

対象 子育て中の保護者の方

申込 6月12日⑤～19日⑥に、左記へ電話又はEメールでお申し込みください。

■一時保育 対象は、未就学児まで。先着10名で、無料です。6月19日⑥までにお申し込みください。

男女共同参画センター

☎0739（26）4936

✉danjo@city.tanabe.lg.jp

男女共同参画推進員企画講座を開催します

「LGBT」「同性愛者」「性同一性障害」等の言葉を聞いたことがありますか。聞いたことがあっても、よく分からないという方も多いのではないですか。講師からご自身の体験を元にお話を伺い、理解を深めましょう。この講座を人生を豊かにする一つのきっかけとし、誰もが自分らしく、生きやすい社会を目指しませんか。

開催 7月9日⑤ 14時～15時30分

場 市民総合センター4階「交流ホール」

■演題 多様な性について一緒に考えよう！現代社会の性差（こころや社会の障壁）について

講師 栗田奈津さん（LGBTと愉快な仲間たち」のメンバー・精神保健福祉士）

定 30名程度

申込 6月12日⑤～7月7日⑥に、左記へ電話又はEメールでお申し込みください。

■一時保育 対象は、小学3年生まで。先着10名で、無料です。6月28日⑥までにお申し込みください。

男女共同参画センター

☎0739（26）4936

✉danjo@city.tanabe.lg.jp

自然観察教室「初夏の海辺を楽しもう」を開催します

開催 6月11日⑤

時間 9時30分～12時

場 天神崎

申込 9時30分までに丸山の見える駐車場

車場

■講師 ふるさと自然公園センター専門員 等

対象 小・中・高校生・一般（小学生は、保護者同伴）

備 筆記用具・採集用具・ビニール袋 等

■服装 帽子・手袋・長靴

申込 前日までに、はがき又は電話・FAX・Eメールで参加者の住所・氏名・年齢・電話番号をご連絡ください。

申込 ふるさと自然公園センター
〒646-0051
稲成町1629

☎0739（25）7252

✉hikiwa@mb.aiks.or.jp

※毎週⑤（休館日が祝日の場合は、その翌日）

歴史講座を開催します

開催 6月24日⑤

時間 13時30分～15時（予定）

場 たなべる2階「大会議室」

■演題 田辺祭について

講師 濱岸宏一さん（文化財審議会委員長）

申込 文化振興課文化財係

☎0739（26）9943

戦没者等のご遺族の皆さんへ特別弔慰金の請求はお済みですか

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第10回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時の遺族で、次の順番による先順位のご遺族お一人です。なお、子については、胎児も含まれます。

①弔慰金の受給権者

②戦没者等の子

③戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

④右記③以外の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

⑤右記①～④以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

■請求期間

平成30年4月2日まで

■請求書配布・提出先

左記又は各行政局 住民福祉課（19ページ参照）

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します



◆3歳以上小学6年生までの第二子以降 1万5000円

◆中学生 1万円

◆特例給付 右記の額に関わらず5000円

■支払日

◆6月9日⑤ 2月～5月分

◆10月10日⑥ 6月～9月分

◆平成30年2月9日⑤ 10～11月分

※出生や転出等により受給できる期間や支払月が相違しますので、支払通知をご確認ください。

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

男女共同参画推進員企画講座を開催します

主な電話番号等

■田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1
☎0739-22-5300(代) ☎0739-22-5310
■市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1
☎0739-26-4900(代) ☎0739-26-4914
■龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376
☎0739-78-0111(代) ☎0739-78-0116
■中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1
☎0739-64-0500(代) ☎0739-64-0966
■大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1
☎0739-48-0301(代) ☎0739-49-0359
■本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219
☎0735-42-0070(代) ☎0735-42-0239
■市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1
☎0739-24-0011(代) ☎0739-24-7910
■市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6
☎0739-24-6218(代) ☎0739-24-4068

電話案内サービス

■防災行政テレフォンガイド ☎0120-963-910
■救急安心センター ☎#7119

休日急患診療

場田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄
関右側）
☎内科・小児科系、歯科の応急診療
日曜日祝 9時～11時30分、13時～16時
（※小児科のみ、㊦18時～21時30分も診療を行っ
ています。）
問☎0739-26-4909



モバイル用ホームページ



防災行政メール等



救急受診ガイド

市の人口
(平成29年4月末現在)

		前月比
男	35,756 人	(-60)
女	40,160 人	(-70)
計	75,916 人	(-130)
世帯	35,518 世帯	(+19)
出生	39 人 (男20 女19)	



※携帯電話・自動車電話からも通話できます。
☎電源開発株式会社 西日本支店 十津川電力所
☎0735(47)2019

狩猟免許取得支援事業を実施します

☎鳥獣被害対策として、わな猟と銃猟の免許取得にかかる費用の一部を補助します。
☎市内に住民票がある方で、農業従事者又は有害鳥獣捕獲に協力していただける方等で、左記の条件を満たすこと
◇わな猟 狩猟免許試験合格者で、今年度狩猟者登録をされる方
◇銃猟 狩猟免許試験合格者で、かつ銃所持許可証の交付を受け、今年度狩猟者登録をされる方
■補助金額

◇講習会受講料の全額
・初心者 1万円
・経験者 5000円
◇試験の手数料の2分の1
・初心者 2600円
・経験者 1950円
◇銃猟の射撃教習費用の全額 3万7000円以内
※狩猟免許試験の日程については、県民の友6月号に掲載されます。
☎試験を受けて免許を取得し、今年度の狩猟者登録をした後、左記又は各行政局産業建設課(19ページ参照)で手続してください。
☎農業振興課 農政係(庁舎別館2階)

新宮川水系各ダム情報等について

☎0739(26)9930
新宮川水系の各ダム(池原・七色・小森・風屋・二津野)放流状況及び小森発電所・十津川第二発電所の運転予定を、24時間フリーダイヤル(無料)でお知らせしていますので、ご利用ください。
■新宮川水系各ダム情報
☎0120(30)2425
■小森発電所・十津川第二発電所 運転予定
☎0120(20)1914

商工業診断指導事業を実施します

☎経営の近代化・合理化に積極的
に取り組む意欲のある中小企業者の皆さんに、専門家である経営コンサルタントが直接指導を行うものです。
☎市内の中小事業者
■診断項目 販売管理・仕入管理・店舗管理・生産管理・財務管理等

事業者の皆さんへ
労働保険料の申告・納付手続についてお知らせします
☎平成29年度の労働保険料の申告・納付手続は、7月10日(月)までに行ってください。
労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、労働者が安心して働くための保険です。
労働保険の保険料は、年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上、精算することとなっています。
労働保険料の納付は、最寄りの銀行・信用金庫・郵便局等金融機関(歳入代理店)のご利用をお願いします。
☎和歌山労働局 総務部 労働保険徴収室
☎073(488)1102

きれいで豊かな水環境保全のために

【浄化槽設置整備事業費補助金について】
生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、水環境を保全するため、住宅等への浄化槽の設置について補助金制度を設けています。
☎市内の下水道・集落排水等の排水処理施設の整備をしていない地域において、住宅等に浄化槽を設置する方
■補助金額 浄化槽本体及びそ

■補助金の上限額

人槽区分	従来型浄化槽	環境に配慮した浄化槽
5人槽	33万2,000円	38万円
7人槽	41万4,000円	46万2,000円
10人槽	54万8,000円	59万6,000円

※11人槽以上については、下記へお問い合わせください。

の設置工事に要した費用を補助します。ただし、浄化槽の規模(人槽)や種類ごとに上限額があります。また、単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合に、撤去費用に対して9万円を上限とする上乗せ補助があります。
☎補助金を受けるには、浄化槽設置工事を行う前に申請書を提出し、交付決定を受けることが必要です。詳しくは、下記へお問い合わせください。

浄化槽の機能を維持するために、定期的に点検・調整・薬剤の補給等を実施する必要があります。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。
②清掃(浄化槽法第10条)
浄化槽中の微生物が排水を浄化する過程で、不要物として汚泥が溜まっていきます。そのため、定期的に汚泥の引抜きや装置の洗浄が必要です。一般家庭の浄化槽では、年に1回以上行わなければなりません。市の許可を受けた業者に依頼してください。

③法定検査(浄化槽法第11条)
浄化槽が正常に働いていることを確認するため、年に1回、県の指定検査機関(公益社団法人和歌山県水質保全センター☎073-43216433)の行う法定検査で、浄化槽の機能の診断を受けなければなりません。検査の結果は市に報告され、市は必要に応じて助言・指導を行います。

【浄化槽に関する届出】

浄化槽を使用開始(再開)・休止・廃止をする場合や浄化槽管理者に変更があった場合等は、左記へ届出書を提出してください。
☎環境課 生活排水係(本庁舎2階)
☎0739(26)9927